様式第一（裏）中「行なう」を「行う」に、「一に」を「いずれかに」に、「五十万円」を「百万円」に、「第十四号」を「第十六号」に、「とる」を「執る」に、「海中特別地区」を「海域特別地区」に改める。

様式第二（裏）中「第二十六条第三項第六号」を「第二十六条第三項第七号」に、「一に」を「いずれかに」に、「二十万円」を「三十万円」に改める。

様式第三（裏）中「一に」を「いずれかに」に、「二十万円」を「三十万円」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第四十七号）の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。

（旧規則の規定に基づく手続に関する経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にこの省令による改正前の自然公園法施行規則（以下「旧規則」という。）の規定によりされている同意又は認可の申請書又は届出書並びにこれらの添付書類及び図面は、この附則に別段の定めがあるものを除き、この省令による改正後の自然公園法施行規則（以下「新規則」という。）の相当規定に基づいて、新規則の規定により提出されている同意又は認可の申請書又は届出書並びにこれらの添付書類及び図面とみなす。

（供用開始期日の延期の承認申請書等に関する経過措置）

第三条　この省令の施行の際現に改正前の自然公園法施行令（以下「旧施行令」という。）第四条第二項の規定により申請しなければならないこととされている供用開始期日の延期の承認申請書については、なお従前の例による。

第四条　この省令の施行の際現に旧施行令第五条の規定により届け出なければならないこととされている管理又は経営方法の変更については、なお従前の例による。

第五条　この省令の施行前に発生した事項につき旧施行令第十一条（旧施行令第十六条及び第十七条において準用する場合を含む。）の規定により届け出なければならないこととされている届出書の記載事項又は添付書類については、なお従前の例による。

（自然公園法施行令第一条第七号の施設に関する経過措置）

第六条　この省令の施行前に改正前の自然公園法第九条第二項若しくは第三項又は第十条第二項若しくは第三項の公園事業の執行の同意又は認可を受けた自然公園法施行令第一条第七号の施設については、改正後の自然公園法第十条第四項第五号に掲げる事項に係る変更について同意又は認可の申請書の提出を要しない。

（行為の許可基準に関する経過措置）

第七条　新規則第十一条及びこの省令による改正後の自然環境保全法施行規則第十七条の規定は、この省令の施行後にされる自然公園法第二十条第三項、第二十一条第三項又は第二十二条第三項及び自然環境保全法第二十五条第六項又は第二十三条の規定による許可の申請について適用し、この省令の施行前にされたこれらの規定による許可の申請については、なお従前の例による。

（処分、申請等に関する経過措置）

第八条　この省令の施行前に環境大臣が法令の規定によりした許可その他の処分又は通知その他の行為（以下「処分等」という。）は、相当の地方環境事務所長がした処分等とみなし、この省令の施行前に法令の規定により環境大臣に対してした申請その他の行為（以下「申請等」という。）は、相当の地方環境事務所長に対してした申請等とみなす。

（様式に関する経過措置）

第九条　この省令の施行前に交付されたこの省令による旧規則様式第一、様式第二、様式第三、様式第四及び様式第六による証明書、及びこの省令による改正前の自然環境保全法施行規則様式第一、様式第二及び様式第三は、その有効期間においては、新規則の規定による証明書とみなす。

（国立公園集団施設地区等管理規則の一部改正）

第十条　国立公園集団施設地区等管理規則（昭和二十八年厚生省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「第二十九条第一項」を「第三十六条第一項」に改める。

（湖沼水質保全特別措置法施行規則の一部改正）

第十一条　湖沼水質保全特別措置法施行規則（昭和六十年総理府令第七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第四号中「保全事業として行う行為」の下に「、同法第三十条の三第一項の規定により行われる生態系維持回復事業及び同条第二項の確認又は同条第三項の認定を受けた生態系維持回復事業として行う行為」を加え、「第二十六条第三項第六号」を「第二十六条第三項第七号」に改め、同条第五号中「第九条若しくは第十条」を「第十条若しくは第十六条」に改め、「公園事業として行う行為」の下に「、同法第三十九条第一項又は第四十一条第一項の規定により行われる生態系維持回復事業及び第三十九条第二項若しくは第四十一条第二項の確認又は第三十九条第三項若しくは第四十一条第三項の認定を受けた生態系維持回復事業として行う行為」を加え、「第三十一条第一項」を「第四十三条第一項」に、「第三十七条第一項」を「第四十九条第一項」に、「第十三条第三項若しくは第十四条第三項」を「第二十条第三項若しくは第二十一条第三項」に、「第五十六条第一項」を「第六十八条第一項」に、「第二十六条第一項」を「第三十三条第一項」に、「第五十六条第三項」を「第六十八条第三項」に改め、同条第十九号中「同法」を「同条」に改める。

（廃棄物の最終処分場事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部改正）

第十二条　廃棄物の最終処分場事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年厚生省令第六十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項第三号ト中「第五十九条」を「第七十二条」に改める。

（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部改正）

第十三条　鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第七号ニ中「第十四条第一項」を「第二十一条第一項」に改める。

（地方環境事務所組織規則の一部改正）

第十四条　地方環境事務所組織規則（平成十七年環境省令第十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第三号中「海中特別地区」を「海域特別地区」に、同条第十八号を第二十号とし、同条第十五号から第十七号を二号ずつ繰り下げ、同条第十四号中「第七号」を「第八号」に改め、同号を同条第十六号とし、同条第十三号を同条第十五号とし、同条第十二号中「第三十一条第一項」を「第四十三条第一項」に、「第三十七条第一項」を「第四十九条第一項」に改め、同号を同条第十四号とし、同条第十一号を同条第十二号とし、同号の次に次の一号を追加する。

十三　国立公園における生態系維持回復事業計画（自然公園法第三十八条第一項に規定する生態系維持回復事業計画をいう。）の決定及び生態系維持回復事業（同法第二条第七号に規定する生態系維持回復事業をいう。）の実施に関すること。

第六条第十号を第十一号とし、同条第九号中「第十三条第一項」を「第二十条第一項」に、「第十四条第一項」を「第二十一条第一項」に、「利用調整地区（同法第十五条第一項に規定する利用調整地区をいう。）、海中公園地区（同法第二十四条第一項に規定する海中公園地区をいう。）」を「海域公園地区（同法第二十二条第一項に規定する海域公園地区をいう。）、利用調整地区（同法第二十三条第一項に規定する利用調整地区をいう。）」に、「第二十九条第一項」を「第三十六条第一項」に改め、同号を同条第十号とし、同条第五号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、同条第四号の次に次の一号を加える。

五　自然環境保全地域における生態系維持回復事業計画（自然環境保全法第三十条の二第一項に規定する生態系維持回復事業計画をいう。）の決定及び生態系維持回復事業（同法第三十条の二第一項の規定により行われる生態系維持回復事業をいう。）の実施に関すること。